



宮 崎 県 公 報

平成21年11月5日(木曜日)第2131号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1	

公 告

○ふぐ処理師試験の実施…………… (衛生管理課) 1	
○地域森林計画の案の縦覧…………… (環境森林課) 2	
○地域森林計画の変更の案の縦覧…………… () 2	
○都市計画の変更の案の縦覧 (3件) …… (都市計画課) 2	

告 示

宮崎県告示第 721号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成21年11月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
柳田病院	都城市東町10街区17号

2 救急病院の認定の有効期間

平成21年10月3日から平成24年10月2日まで

公 告

ふぐ取扱条例(昭和33年宮崎県条例第29号)第10条の規定により、平成21年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成21年11月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 試験の日時

平成22年2月4日(木曜日)及び2月5日(金曜日)

2 試験の場所

宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7 宮崎市中央公民館

3 試験科目及び試験時間

実技試験の解体除毒処理及び臓器の鑑別については、いずれかの日程となる。

種類	試験科目	日 程	時 間
学科 試験	衛生法規 公衆衛生学及び食品衛生学 (ふぐに関する知識を含む。)	2月4日 (木曜日)	午前10時から 午前11時まで
実技 試験	ふぐの種類鑑別	2月4日 (木曜日)	午前11時15 分から正午

		まで
解体除毒処理、臓器鑑別及び 食用適否判断	2月4日 (木曜日)	午後1時から 午後5時 まで
	2月5日 (金曜日)	午前10時から 午後5時 まで

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 調理師法(昭和33年法律第147号)の規定により調理師の免許を受けている者又は栄養士法(昭和22年法律第245号)の規定により栄養士の免許を受けている者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する高等学校入学資格を有する者で、飲食店営業、魚介類販売業、魚介類せり売営業、魚肉ねり製品製造業若しくは缶詰又は瓶詰食品製造業を行う施設又は寄宿舎、学校、病院その他の特定多数人に食品を調理加工して供与する施設において、調理加工の業務に2年以上従事したことがあり、かつ、現にその業務に従事し、知事が定める講習基準による所定の課程を修めたもの

5 受験手数料

7,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

6 受験願書の受付期間

平成21年12月7日(月曜日)から12月18日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除き、午前9時から午後4時まで)とし、郵送の場合は、12月18日付けの消印のあるものまで有効とする。

7 受験願書の提出先

受験者が業務に従事している営業所又は就業所の所在地(現に業務に従事していない者にあつては、その住所地)を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。

8 提出書類

- (1) ふぐ処理師試験受験願書 2通
- (2) 4(1)に該当する者は、調理師免許証又は栄養士免許証の写し 1通
- (3) 4(2)に該当する者は、施設において2年以上食品の調理加工の業務に従事したこと及び現在その業務に従事していることを証する当該施設の所有者又は管理者の証明書並びに知事が定める講習基準の科目及び時間数を記入した受講証明書 各2通

(4) 写真 (最近 3 箇月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像で、縦 3.5センチメートル、横 2.6センチメートルのものであって、裏面に撮影年月日及び氏名を自書したもの) 1 葉

9 受験票の交付

受験票は、試験当日試験場において本人に交付する。

10 受験者心得

- (1) 試験当日は、試験開始30分前までに試験場に集合すること。
- (2) 持参するもの
筆記用具、白衣、帽子、マスク、前掛け、包丁 (出刃包丁及び刺身包丁) 及び作業用靴

11 その他

- (1) 解体除毒の実技試験用のふぐは、受験者が準備すること。
- (2) 合格発表は、平成21年2月17日 (水曜日) とし、合格者の受験番号を各保健所にて掲示する。
- (3) 受験手続その他不明の点は、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課 (電話0985 (26) 7077) に問い合わせること。

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 5 条第 1 項の規定により、地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成21年11月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 森林計画区の名称

広渡川森林計画区

2 縦覧場所

宮崎県環境森林部環境森林課、宮崎県南那珂農林振興局

3 縦覧期間

平成21年11月5日から平成21年12月5日まで

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 5 条第 4 項の規定により、地域森林計画を変更したいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成21年11月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 森林計画区の名称

耳川森林計画区、一ツ瀬川森林計画区及び五ヶ瀬川森林計画区

2 縦覧場所

宮崎県環境森林部環境森林課、宮崎県西臼杵支庁、宮崎県児湯農林振興局及び宮崎県東臼杵農林振興局

3 縦覧期間

平成21年11月5日から平成21年12月5日まで

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することが

できる。

平成21年11月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画道路 3・3・8号 宮崎駅東通線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分
宮崎市宮崎駅東1丁目、宮崎駅東2丁目、宮脇町、吉村町孫堀、別府原、大町、平塚、西中、北中、寺ノ前、前田の各一部
- (2) 削除する部分
宮崎市宮脇町、吉村町大町の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

- (1) 場所
宮崎県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課
- (2) 期間
平成21年11月5日から平成21年11月19日まで

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成21年11月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画道路 3・2・3号 新別府通線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分
なし
- (2) 削除する部分
宮崎市吉村町前田の一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

- (1) 場所
宮崎県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課
- (2) 期間
平成21年11月5日から平成21年11月19日まで

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成21年11月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画道路 3・4・5号 昭通通線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分
なし
- (2) 削除する部分

宮崎市宮崎駅東1丁目、宮脇町の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎
崎市都市整備部都市計画課

(2) 期間

平成21年11月5日から平成21年11月19日まで

--	--